

佐賀県北部医療圏地域医療体制整備基金条例をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県条例第54号

佐賀県北部医療圏地域医療体制整備基金条例
(設置)

第1条 佐賀県北部医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定める医療計画において定める同条第2項第9号に規定する区域であって、唐津市及び東松浦郡玄海町の区域をいう。）における地域医療の体制の整備として実施される唐津赤十字病院の移転事業を支援するため、佐賀県北部医療圏地域医療体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成19年経済産業省告示第107号）に基づき県に交付される交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。